

議 事 録

会議名	寒川町国民健康保険運営協議会第2回会議		
開催日時	平成25年7月18日（木）午後1時から午後3時00分		
開催場所	議会第1会議室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	出席者：（委員）熊澤委員、羽廣委員、菊地委員、木島委員、井上委員、細川委員、黒澤委員、早乙女委員 （事務局）佐野部長、福岡課長、三橋主査、磯崎主査 欠席者：玉井委員 傍聴者：なし		
議 題	1 国民健康保険料応能応益割合について		
決定事項	議題1 今年度中に結論を出すことに決定		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	<p>会 長：本日は、国民健康保険料応能応益割についての検討となります。議事録承認については、名簿順ですが、菊地委員が遅れるという事で羽廣委員にお願いします。それでは、議題1について事務局より説明願います。</p> <p>事務局：【資料により按分率変更検討について説明】</p> <p>会 長：ここまでで何か質問ありますか。</p> <p>委 員：4方式から3方式は時代の流れで、ここ数年に変わってきたのか。また、保険料の限度額の違いはあるのか。</p> <p>事務局：平成20年度の医療制度改革の際に3方式に変更した保険者があり、その後も変更するところが増えている。限度額は国の政令改正を受けて町は条例改正を行う。保険者ごとによる限度額の違いはない。</p> <p>委 員：3方式への検討は、他市町も進めているのか。</p> <p>事務局：直近に変更した保険者より資産割廃止についての問い合わせは数件あった。</p> <p>委 員：3方式へ検討という流れであると思う。</p> <p>委 員：資産を持っている1世帯当たりの資産割額は。応能応益割を50：50にすることで、県や町の負担がどのくらい増える見込か。</p>		

事務局：1世帯当たりの資産割額は25年本算定時で42,182円。
県、町の負担額見込は次回までに算出します。

委員：国や県の動き、広域化の見通しを教えてください。

事務局：国民会議において、国民健康保険の広域化の検討をしている。市町村格差をなくすため、標準額を基に保険料を決定する方法等議論されている。8月21日までに結論が出て、国がどういう政策にするかは未定、情報を逃さないよう注視していきたい。

委員：4方式→3方式が全国的な流れか。
町が4方式をとっている根拠は。

事務局：国保中央会資料では4方式は減り3方式が増えている。国保制度発足時、被保険者は農業、自営業者が多く、所得割算定部分に差がなかったため、資産を持っている方から資産割を取る経緯があったと思う。

委員：財源の母体が弱い町村部は4方式を採用すべきでは。

事務局：所得割が出ない地域では、国保運営のために資産割を残す方がいい。寒川町は農業以外の方が増えている状況にあると考える。

委員：横浜市の様な大都市では2方式だが、町村では財源が厳しいのでは。

事務局：町において、資産割のあり方を検討する時期と思う。
資産割賦課の問題点もある。

委員：資産割廃止について町民の意見はあるのか。

事務局：保険料通知発送の際、窓口などで問い合わせがある。資産割廃止について関心が増えている。協議会で検討している旨説明している。

会長：では、資産割変更シミュレーションについて事務局より説明願います。

事務局：【資料により資産割廃止シミュレーション説明】

会長：質問ありますか。

委員：資産割廃止により町県負担が増えるということだが、表のA以外は増えるということか。

事務局：A以外は応益割が増えるため、被保険者負担は減り、町県負担は増える。

委員：応能応益割合は決まりがあるのか。また、その内訳は市町村で決められるのか。

事務局：按分率は条例に定めがあり、寒川町は52:8:28:12。
ここをどうするか、応能応益割合を含め考えたい。

委員：50:50にしたら影響大きいと思ったが、それほど出ないという感想。低所得層には厳しいかと思う。

会長：国基準はあるのか。

事務局：50:50を基準としている。
応能応益割合が基準よりかけ離れていると、保険料の7割5割2割軽減を使えない時期があったが、今はなくなった。

会長：50:50とすると、所得に関係なく皆の負担が均等になるということ。それに伴い低所得者の軽減が増えるため、町県の負担も増えることがわかる。

委員：按分率が変わることにより、システム改修必要か。

事務局：ない予定です。

会長：事務局の考えは。

事務局：

- ・資産割廃止と負担割合変更は同時に実施
- ・応能応益割合は当協議会で審議、決定
- ・変更については段階的に行う
- ・実施時期は、制度改正等考慮し27年4月を目指す

会長：では、議論していきたい。意見はありますか。

委員：実施時期について、今年中に決定して欲しい。

会長：27年度施行を目指すと、26年度準備となるため、今年度中に結論を出すべき。
ただし、被保険者の負担を考え段階的に行う。

委員：段階的に行うにせよ、最終形を決定し結論付けしておかなければ。

会長：最終形に持って行くようにしたい。

事務局：ある程度の方向性を決めていただき、あと3回の協議会で進めていきたい。

委員：議題以外にこの件について時間をとって欲しい。
2段階で、時間を置かずにやって欲しい。

事務局：2段階としても、実施時期と応能応益割合を一度の条例改正で行う方法があります。

会長：一度の条例改正で最終目標を含め2段階で行う。割合については本協議会で慎重に議論していく。
均等割平等割について事務局の考えは。

事務局：均等割が多いと世帯構成員が多いと高くなる。平等割が多いと単身世帯に負担増となる。

委員：世帯構成の違うモデルケースがあるといい。
 委員：条件がありすぎて、わかりにくい。
 ケースにより、試算できるシステムがあるといい。
 事務局：モデルケースは作成する。
 試算システムについては、最終的にHP等で周知を検討していく。
 会長：最終目標を議論するため次の4パターンで、それぞれ資産あり・なしのパターンを用意して欲しい。

所得割	均等割	平等割
55%	30%	15%
55%	25%	20%
50%	35%	15%
50%	30%	20%

事務局：シミュレーション、モデルケースを作成します。
 本日決定しました、資産割廃止について27年4月1日を目指して進めていきたいと思えます。
 会長：よろしいでしょうか。
 次回は、8月29日（木）午後1時～に決まりましたので、出席方よろしくお願ひします。
 それでは、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって第2回国民健康保険運営協議会を終わりにしたいと思います。大変お疲れ様でした。

配付資料

- ・国民健康保険料按分率健康検討について
- ・資産割廃止によるシミュレーション

議事録承認委員及び
 議事録確定年月日

早乙女 昭 羽廣 哲雄

(平成25年8月6日確定)